

周南市リカレント教育促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南公立大学の持つ知の力を地域に還元し、市民の学び直しを支援することで、本市におけるリカレント教育を促進することを目的として、予算の範囲内において周南市リカレント教育促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 周南公立大学が実施する履修証明プログラム又は科目等履修生制度を受講する者
- (2) 市内に居住している者又は市内の事業所に勤務する者
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しない者

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 入学検定料
- (2) 受講料又は授業料（補助金の交付申請時に受講し、又は受講予定である講座又は科目（以下「講座等」という。）に係るものに限る。）

2 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助対象者1人につき1年度当たり5万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、講座等の受講手続後、速やかに周南市リカレント教育促進補助金交付申請書（別記様式第1号）に領収書の写しその他当

該講座等の受講手続が完了したことが分かる書類を添えて市長に申請するものとする。

(交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合は、速やかに審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、周南市リカレント教育促進補助金交付決定通知書（別記様式第2号）又は周南市リカレント教育促進補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告等)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、講座等を修了した日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、周南市リカレント教育促進補助金実績報告書（別記様式第4号）に講座等を修了したことを証明する次のいずれかの書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条に規定する履修証明書の写し

(2) 講座等の修了について周南公立大学学長の証明を受けた周南市リカレント教育促進補助金実績報告に関する証明願（別記様式第5号）

2 市長は、前項の報告があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、周南市リカレント教育促進補助金確定通知書（別記様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第7条 前条第2項の規定により通知を受けた交付決定者は、周南市リカレント教育促進補助金交付請求書（別記様式第7号）により、補助金の交付の請求を行うものとする。

2 市長は、前項の請求が適正な請求であったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月24日から施行する。